

平成26年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
(改定日:平成26年7月1日)

様式類の作成方法

登録申請に係る提出書類のうち、様式類については以下の要領により入力／太枠で囲まれた部分に楷書体にて記入して下さい。入力／記入事項に不備がある場合、事業者登録ができないことがありますので十分にご注意下さい。

様式1～3のオンライン入力に際しては、資料15.印字サンプルを参照して下さい。また、署名や年月日等の手書き部分の記入もれや押印忘れがないように注意して下さい。該当する項目がない場合は「なし」や「0」などと記入して下さい。

1. (様式1)の作成方法(事業者基本情報入力、本社担当者入力)

- (1) 「再生処理事業者名」は、省略せず正式名称を入力して下さい。
(例) 誤 … (株)○○○
正 … 株式会社 ○○○
- (2) 資本金、年間売上高とも千円単位で入力して下さい。
- (3) E-mail 欄には、パソコンのE-mail アドレスを入力して下さい。連絡用E-mail の欄には、担当者以外の方で情報を共有する方のパソコンのE-mail アドレスを入力して下さい。
- (4) 「事業者登録規定について」を一読の上、全ての入力内容を確認し、その証しとして押印欄に事業者名、代表者名、年月日を忘れずに入力し、代表者印を捺印して下さい。
- (5) 「代表者登録印」は「登録申請事業者代表者登録印の印鑑証明書」(平成26年5月以降発行のもの)(経営関連の提出書類を参照)で証明される印と同一のものを押印して下さい。

2. (様式2)の作成方法(工場基本情報入力、工場属性情報入力)

- (1) 複数の工場を登録申請する場合には、工場毎にそれぞれ作成・提出して下さい。
- (2) 「用途区分」は該当する区分をチェックして下さい。びんの原料及その他の原材料の両方の用途の再生を行っている事業者は、両方にチェックして下さい。

- (3) 「再生処理施設の状況」では、平成26年度登録済既存施設と新規登録申請施設で回答項目が異なります。
- 平成26年度登録施設は、まずガラスびんの再生処理事業を行うために初めて施設を取得または設置した年月日を入力して下さい。
- 平成26年8月1日以降に施設の変更・改造がある場合は、「有」にチェックの上、その完成年月日を入力し、予定か完了か、協会への連絡の有無について該当する項目にチェックをして下さい。
- (4) また、新規に登録を申請する施設は、「新規登録申請施設」の欄に、その施設が設置済みか未設置か該当する項目をチェックして下さい。設置済みの場合には完成年月日を、未設置の場合には完成予定月日を入力して下さい。
- (5) 「工場の能力」については、設備の「ライン数」を入力し、同一施設内に複数ラインある場合は、それらを合算した能力を入力して下さい。(トン数は、小数点以下を四捨五入)
- 「基準能力」は、設備の処理能力の算出根拠となる1時間当たりの原料の処理能力に8時間/日、300日/年を乗じたものとします。
- 「操業能力」の「全能力」では、1時間当たりの原料の処理トン数に1日の稼働時間、年間稼働日数を乗じて算出し、「うち協会割当可能能力」は「全能力」のうち協会ルートでの原料処理に割当てることができる能力を入力して下さい。
- (6) 「一般廃棄物処理施設設置許可の有無」では、許可取得の有無につき該当する項目をチェックし、「有」の場合は当該許可証等の写しを提出して下さい。(資料7の「施設関連の提出資料」参照)
- (7) 「再商品化製品の用途」では該当する用途項目をチェックして下さい。

3. (様式2の付属書)の作成方法(原料調達方法および用途別販売量入力)

- (1) 本付属書は、(様式2)と共に工場毎に作成し、全ての申請者が提出して下さい。工場が複数ある場合には、工場毎にそれぞれ作成・提出して下さい。
- (2) 「再生処理事業者名」及び「工場名」を忘れずに入力して下さい。
- (3) 「1.原料調達方法および調達量」で「④ガラスびん以外のガラス等の調達」がある場合には、()内にガラスびん以外の具体的なガラスの種類を入力して下さい。
- (4) 「2.用途別販売量」は、(様式2)の「再商品化製品の用途」でチェックをした用途について、全て入力して下さい。
- (5) 「1.原料調達方法および調達量」と「2.再商品化製品の用途別販売量」の昨年度実績はトン単位で1桁まで入力して下さい。

4. (様式3)の作成方法(「ガラスびん再商品化製品引き取り同意書」の作成方法)

(製品利用事業者基本情報入力、製品利用事業者工場情報入力、引取同意書入力)

再商品化製品引き取り同意書についての考え方は以下のとおりです。

(1)びんの原料(様式3-1および様式3-1-1)について

- ①(様式3-1)は再商品化製品利用事業者毎に、それぞれ作成し提出して下さい。
(様式3-1-1)については、再生処理事業者の各工場と再商品化製品利用事業者の各工場との間で行われる引取内容をそれぞれの工場ごとに入力・作成し、提出して下さい。(再生処理事業者の工場名を忘れずに入力して下さい。)
- ②同意書を作成した年月日を右上の「作成日」欄に記入して下さい。
- ③「株式会社」、「有限会社」等の法人の種類は略さず入力して下さい。
- ④「再生処理事業者」は印字されている代表者名を確認し、「再商品化製品利用事業者」は代表者名を記入し、その上でそれぞれの「代表者」欄には、同意の証として必ず、それぞれの事業者の代表者印を押印して下さい。(「代表者」は代表権者を指します。)
- ⑤(様式3-1)の「色別引き取り同意量」の欄には、該当する色にチェックを入れ、(様式3-1-1)の再生処理事業者の工場毎及び再商品化製品利用事業者の工場毎の引き取り同意量を合算した合計値を入力して下さい。なお色別合計は自動的に算出されます。
- ⑥販売価格は運搬費を含まず、再生処理事業者の工場出口渡し of 価格です。
- ⑦その他の取引条件がある場合には、(様式3-1)「その他の取引条件」欄に具体的に入力して下さい。

(2)その他の原材料(様式3-2、様式3-2-1)について

- ①(様式3-2)は、次頁以降の「4.(5)再商品化製品利用事業者について」をご参照のうえ、再商品化製品利用事業者毎にそれぞれ作成し、提出して下さい。
- ②同意書を作成した年月日を右上の「作成日」欄に記入して下さい。
- ③「株式会社」、「有限会社」等の法人の種類は略さず入力して下さい。
- ④「再生処理事業者」は印字されている代表者名を確認し、「再商品化製品利用事業者」は代表者名を記入し、その上でそれぞれの「代表者」欄には、同意の証として必ず、それぞれの事業者の代表者印を押印して下さい。(「代表者」は代表取締役等の代表権者を指します。)
- ⑤(様式3-2)では該当する用途にチェックを入れ、再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者毎の「引き取り同意量」、「希望する色」につき入力して下さい。また、引き取り同意量を合算した合計値を入力して下さい。なお色別、用途別の合計は自動的に算出されます。
(様式3-2)の「再商品化製品利用事業者の総利用量」欄には、利用事業者において他のルートからのカレットも含めて利用した(あるいは利用する予定)総量をカレットに換算して入力して下さい。
- ⑥その他の取引条件がある場合には、「その他の取引条件」欄に具体的に入力して下さい。
- ⑦再商品化製品利用事業者と再生事業者が同一事業者または、同一のグループ企業か、該当する場合チェックを入れて下さい。この場合は(様式3-2の付属書)に入力・作成し、提出して下さい。
- ⑧(様式3-2-1)については、再生処理事業者の各工場と再商品化製品利用事業者の事業者情報・工場情報・担当者情報等をそれぞれの工場ごとに入力・作成し、提出して下さい。(再生処理事業者の工場名を忘れずに入力して下さい。)
- ⑨「販売価格」は運搬費を含まず、再生処理事業者の工場出口渡し of 価格です。

(3) (様式3-2の付属書)について

- ① その他の原材料で再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一となる場合、または両事業者が同一のグループ企業である場合は、再生処理事業者の工場毎に(様式3-2の付属書)に最終販売先および販売量(カレット換算ベース)を入力し提出して下さい。
- ② 再生処理事業者と再商品化製品利用事業者の関係及び再商品化製品利用事業者と販売先との関係を様式3-2の付属書の欄外の(注)を参照の上、当てはまる番号を入力して下さい。
※付属書の欄外の(注)は①両事業者が同一 ②両事業者間に資本関係がある ③役員の兼任関係がある ④両事業者の代表者が親族(父母、配偶者、子)である です。
- ③ 最終販売先の詳細については資料16の印字サンプルを参照し記載して下さい。現在予定されている公共事業も同様に販売先名他を記載して下さい。

(4) 再商品化製品引取り同意書

- ① 再商品化製品引取り同意書とは、再商品化製品利用事業者が、再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引取り利用することへの同意を証明した書類です。但し、この内容は両事業者間の個別の取引内容の変化と連動するものです。色別に変化が生じた場合(色の追加など)も同様です。引取り同意書に変化が生じた場合、協会はこれを受けて落札可能量や落札量(契約量)を見直すことがあります。
- ② 再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、自らの再商品化製品の利用に同意する事業者から、再商品化製品引き取り同意書を受け取り、協会に提出して下さい。
- ③ このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への、引取り同意書の提出が可能です。(再商品化製品を利用する能力(利用施設の能力・販売能力)を超えた量についても、引取り同意書を提出して構いません。)

(5) 再商品化製品利用事業者について

① 再商品化製品利用事業者の定義

再商品化製品利用事業者とは、再生処理事業者から再商品化製品の引取り以降の流通の中で、最初に利用する事業者を指します。

② 再商品化製品利用事業者の要件

再商品化製品利用事業者の必要な要件は、以下のとおりです。

- ア) 平成26年9月30日までに再商品化製品を利用する施設が設置されていること
- イ) 再商品化製品を利用した製品を製造するに十分な技術力を備えていること
- ウ) 再商品化製品を利用した製品の販売先を確保していること

③ 再商品化製品利用事業者の調査

協会は、再生処理事業者から提出された引取り同意書に基づき、必要に応じて登録審査期間中に再商品化製品利用事業者に対して調査票を送付し、再商品化製品利用事業者の事業概要、利用施設の内容・能力、再商品化製品の内容、販売能力・販売先、外注加工の有無・内容等を把握します。

協会は、調査票の回答結果に応じて、上記②のア～ウの要件を主な目的として、直接、利用事業者への立ち入り調査を行う場合があります。

また、協会は、再商品化製品引取り同意書の有効性を判断し、再生処理事業者の登録の可否・落札可能量への反映を行います。

- ④その他の原材料で再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一となる場合、または両事業者が同一のグループ企業である場合は(様式3-2の付属書)に、再商品化製品の最終販売先の連絡窓口も入力して下さい。

協会は、その最終販売先の連絡窓口を通じ、上の③と同様の確認や調査を行う場合があり、その結果により、登録・落札への反映を行います。

5. (様式4)の作成方法

その他の原材料の再生処理事業者及び平成25年度に新規登録申請を行うびんの原料の処理事業者は全項目に記入し、提出して下さい。なお、作成に当っては次の諸事項を参考にして下さい。

主にびんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生を扱う業者は、その他の原材料についての(1)事業方針等および(2)ガラスびん再商品化製品の需要動向について記述し、提出して下さい。

(1) 事業方針等

- ① 事業方針・実施計画は、3年～5年の中期的な期間における具体的な内容を記載して下さい。
- ② ガラスびん再生処理事業が貴社の全事業において、どのような位置付けにあるのかについて記載して下さい。

(2) ガラスびん再生商品化製品の需要動向

- ① 現在販売されている再商品化製品名と用途を記入して下さい。
- ② 市場とその需要動向に関する現状と今後の動向について記入して下さい。
- ③ 平成26年度の販売先と販売計画量を記入して下さい。

(3) ガラスびん再生処理施設の状況(工場毎に提出。工場名を記入)

- ① 再生処理施設の工場名と所在地を記入して下さい。
- ② 施設の取得状況について

ア)「施設有」の場合は設置年月を、「これから設置」の場合は商業運転が可能な予定年月日を記入して下さい。

イ) 施設の取得費について、購入の場合は金額を、賃借またはリースの場合は賃借またはリースの期間と年額を記入して下さい。(金額は百万円単位)

ウ)施設の取得資金の調達方法について、その調達条件とそれぞれの金額を記入して下さい。
(金額は百万円単位)

(4) ガラスびん再生処理に係る収支見通し

① ガラスびん再商品化事業の全体収支について(金額は千円単位)

全ガラスびん再商品化に係る総収入欄と総支出欄および差引収支差額について年度別に、もれなく記入して下さい。

② 協会扱い分のみについての収支について(収入、支払金額は千円単位、単価は一円単位)

協会扱いのみのガラスびん再商品化に係る総収入欄と総支出欄および差引収支差額について年度別にもれなく記入して下さい。